

埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱

1 事業の目的

県内保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部を支援することで、県内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

3 事業の内容

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学、同法第 108 条に規定する短期大学または同法第 125 条に規定する専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、県内保育所等に新たに就労した保育士資格を有する者（以下「保育士」という。）であって、継続して勤務する者に対して、当該奨学金の返済に要する費用の一部を補助する。

4 実施要件

（1）対象者

本事業の対象者は、次のアからエのいずれにも該当する保育士とする。

ア 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

イ 令和 5 年 4 月 1 日以降に対象施設等において常勤の保育士として雇用された者

ウ 過去に保育士としての勤務実績がない者（ただし、本事業を実施する市町村内で複数の対象施設等に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がない者とみなす。）

エ 類似の奨学金返済支援の補助を受けていないこと

（2）対象施設等

本事業の対象施設等は、次のアからエのいずれかに該当する市町村以外の者が運営する県内の施設または事業所とする。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所

イ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

ウ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（小規模

保育事業C型を行う事業所を除く。)

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(3) 対象奨学金

本事業の対象とする奨学金は、対象者が就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 日本学生支援機構奨学金

イ あしなが育英会奨学金

ウ 交通遺児育英会奨学金

エ その他これらに類する資金として、知事が奨学金に準ずると認めるもの。

(4) 対象期間

本事業の対象期間は、対象者が4(1)に規定する要件を満たした日の属する月(当該日が月の初日でない場合は翌月。)から5年間。ただし、同項の要件を満たさなくなった場合は、当該日が属する月(当該日が月の末日でない場合は前月。)を終期とする。

5 費用

県は別に定めるところにより、市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。